

島牧村新規就業者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、本村において新たに産業を営み、又は新たに産業に就業しようとする担い手を誘致育成し、必要な支援を行うことにより、島牧村の産業の振興と安定的な発展を図り、産業の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 「産業」とは、農林漁業・商工業・観光業をいう。

(2) 「就業」とは、本村において、永住又は5年以上にわたって産業に従事し、かつ本村の住民基本台帳に登録されていることをいう。

(3) 「新規就業者」とは、村外から本村に居住して産業の経営に必要な用地、施設等を取得又は賃貸借契約による賃貸を受けて新たに産業経営によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められる満18歳以上61歳以下の者をいう。

(4) 「新規学卒就業者」とは、本村の産業経営者の子弟で学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校、専修学校、各種学校並びに学校教育法以外の法律に特別の規定のあるその他の学校を卒業、終了又は中退（以下「卒業」という。）し、その卒業後1年以内に本村において産業に従事する者をいう。

(5) 「Uターン等就業者」とは、村内外において産業等の職業に就いていた者で、現に産業を営んでいる者の子弟又は村内で現に産業経営をしている者のもとで新たに産業に従事しようとする事となった満18歳以上61歳以下の者をいう。

(6) 「産業就業者」とは、村内において既に産業に従事している満18歳以上40歳以下の者をいう。

(7) 「農業体験実習」とは、農業及び農村への理解を深めるため、就農研修前に農家の生活や農作業を体験し、就農の可否を判断することなどを目的とした1ヶ月以上1年以内の受入指導農家等における実習をいう。

(8) 「就業研修」とは、農業、漁業の就業希望者が新規就業を目的に村内の農業、漁業従事者及び産業団体等の指導の下農業、漁業経営に必要な技術や知識、土地・気象条件、農漁家の生活、地域との連携等について習得する1年以上2年以内の研修をいう。

2 前項各号において「産業に従事する」とは、産業に従事する日数が年間150日以上であり、5年以上産業に従事することが確実であると見込まれる場合をいう。

(審査委員会の設置)

第3条 村長は、この条例の迅速かつ的確な運用を図るため、関係部局及び関係機関をもつて組織する審査委員会を設けることができる。

(就業奨励金)

第4条 村長は、第1条の目的を達成するため、新規就業者、新規学卒就業者及びUターン等就業者の決定を受けた者に対して、次に定めるところにより、奨励金を交付する。

(1) 新規学卒就業者及びUターン等就業者については、就業開始から1年経過した時点で、第7条に定める交付決定後に50万円の奨励金を交付する。

(2) 新規就業者については、就業開始から1年経過した時点で、第7条に定める交付決定後に100万円

の奨励金を交付する。

(支援事業及び支援金)

第5条 村長は、新規就業者、新規学卒就業者及びUターン等就業者並びに産業就業者等の決定を受けた者に対して、別表に掲げる支援事業を行い、支援金を交付するものとする。

(奨励金及び支援金の申請)

第6条 奨励金及び支援金の交付を受けようとする者は、別に村長が定める関係書類を添えて申請しなければならない。

(奨励金及び支援金の決定)

第7条 前条の申請があったときは、速やかに申請書類の審査を行い、必要に応じ第3条の規定に基づく審査委員会を開き、交付の可否を決定し申請者に通知しなければならない。

(奨励金及び支援金の交付)

第8条 前条の規定により、交付を決定したときは、速やかに奨励金及び支援金の交付をしなければならない。

(禁止事項等)

第9条 奨励金及び支援金の交付の決定を受けた対象者は、奨励金及び支援金を受ける権利を他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(交付の制限)

第10条 第4条及び第5条において、国及び北海道等が実施している新規就業者対策事業等、同種の支援を受けることが出来る場合は、当該奨励金及び支援金は交付しない。

(奨励金及び支援金の交付決定の取消し)

第11条 村長は、奨励金及び支援金の交付を決定された対象者が次の各号の一に該当するときは、規則の定めるところにより奨励金及び支援金の交付の決定の全部又は一部を

取消し、既に交付した奨励金及び支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 農用地、農機具、船舶、住宅等、就業用設備及び備品、資機材を新規就業等のための用途以外に供したとき。

(2) 就業後5年以内に産業経営を中止又は廃止したとき。

(3) 虚偽その他不正行為により交付を受けたと認められるとき。

(4) 公租公課を滞納したとき。

(5) この条例の条件に違反したとき。

(6) その他村長が不適當と認めたとき。

2 村長は前項の規定により疑義が生じた場合、交付を受けた者の就業状況などを調査することができる。

(返還の免除)

第12条 村長は、奨励金及び支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、一部又は全部の返還を免除することができる。

(1) 災害、疾病等やむを得ない理由により就学又は産業経営を継続することが困難になったとき。

(2) 交付を受けた者が死亡したとき。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(島牧村後継者育成条例の廃止)

2 島牧村後継者育成条例(昭和52年条例第1号)は、廃

止する。

(経過措置)

- 3 この条例は、平成27年4月1日以降の支援対象者に適用し、同日前における助成対象者については、なお従前の例による。